

## 規 則

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第六十七号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（平成十三年埼玉県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

- 第一条第二項第二十一号中「第三十二条第一項」を「第三十三条の二十五第一項」に改め、同項第二十三号中「第三十五条第一項」を「第三十五条の二第一項」に、「合併認可申請書」を「吸収合併認可申請書」に改め、同項に次の三号を加える。
- 二十四 規則第三十五条の五の医療法人の新設合併認可申請書 様式第四十二号
- 二十五 規則第三十五条の八の医療法人の吸収分割認可申請書 様式第四十三号
- 二十六 規則第三十五条の十一の医療法人の新設分割認可申請書 様式第四十四号

様式第三十九号中「あひ先」を「宛先」に、「第50条第1項」を「第54条の9第3項」に改める。

様式第四十一号を次のように改める。

(宛先)  埼玉県知事	年 月 日  所在地 名 称 理 事 長 ㊦  所在地 名 称 理 事 長 ㊦  医療法人吸収合併認可申請書
次のとおり、医療法第 5 8 条の 2 第 4 項の規定により、吸収合併の認可を申請します。	

吸収合併存続医療法人の名称	
主たる事務所の所在地	
吸収合併消滅医療法人の名称	
主たる事務所の所在地	
吸収合併存続医療法人が開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の名称	

添付書類

- 1 吸収合併の理由書
- 2 医療法第 5 8 条の 2 第 1 項 (第 3 項) の手続を経たことを証する書類
- 3 吸収合併契約書の写し
- 4 吸収合併前の吸収合併存続医療法人及び吸収合併消滅医療法人の定款又は寄附行為
- 5 吸収合併前の吸収合併存続医療法人及び吸収合併消滅医療法人の財産目録及び貸借対照表
- 6 吸収合併後の吸収合併存続医療法人に係る次に掲げる書類
  - (1) 定款又は寄附行為
  - (2) 吸収合併後 2 年間の事業計画及びこれに伴う予算書
  - (3) 新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書
  - (4) 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

様式第四十一号の次に次の三様式を加える。

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

所在地  
 称  
 理事  
 長  
 所在地  
 称  
 理事  
 長  
 ㊦  
 ㊦

医療法人新設合併認可申請書

次のとおり、医療法第 5 9 条の 2 において準用する同法第 5 8 条の 2 第 4 項の規定により、新設合併の認可を申請します。

新設 滅 設 医 療 法 人 併 合	名	称	
	主たる事務所の所在地		
	名	称	
新設合併設立医療法人の名称			
主たる事務所の所在地			
新設合併設立医療法人が開 設しようとする病院、診療所 又は介護老人保健施設の 名称			

添付書類

- 1 新設合併の理由書
- 2 医療法第 5 9 条の 2 において準用する同法第 5 8 条の 2 第 1 項 (第 3 項) の手続を経たことを証する書類
- 3 新設合併契約書の写し
- 4 新設合併前の新設合併消滅医療法人の定款又は寄附行為
- 5 新設合併前の新設合併消滅医療法人の財産目録及び貸借対照表
- 6 新設合併設立医療法人に係る次に掲げる書類
  - (1) 定款又は寄附行為
  - (2) 新設合併後 2 年間の事業計画及びこれに伴う予算書
  - (3) 新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書
  - (4) 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

(宛先)  埼玉県知事	年 月 日
所在地 名 称 理事長	①
所在地 名 称 理事長	②
医療法人吸収分割認可申請書	
次のとおり、医療法第 6 0 条の 3 第 4 項の規定により、吸収分割の認可を申請します。	

吸収分割医療法人の名称	
主たる事務所の所在地	
吸収分割承継医療法人の名称	
主たる事務所の所在地	
吸収分割承継医療法人が開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の名称	

添付書類

- 1 吸収分割の理由書
- 2 医療法第 6 0 条の 3 第 1 項 (第 3 項) の手続を経たことを証する書類
- 3 吸収分割契約書の写し
- 4 吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の定款又は寄附行為
- 5 吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の財産目録及び貸借対照表
- 6 吸収分割後の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人に係る次に掲げる書類
  - (1) 定款又は寄附行為
  - (2) 吸収分割後 2 年間の事業計画及びこれに伴う予算書
  - (3) 新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書
  - (4) 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

所在地

名 称

理事長

㊟

医療法人新設分割認可申請書

次のとおり、医療法第 6 1 条の 3 において準用する同法第 6 0 条の 3 第 4 項の規定により、新設分割の認可を申請します。

新設分割設立医療法人の名称	
主たる事務所の所在地	
新設分割設立医療法人が開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の名称	

添付書類

- 1 新設分割の理由書
- 2 医療法第 6 1 条の 3 において準用する同法第 6 0 条の 3 第 1 項 (第 3 項) の手続を経たことを証する書類
- 3 新設分割計画の写し
- 4 新設分割前の新設分割医療法人の定款又は寄附行為
- 5 新設分割前の新設分割医療法人の財産目録及び貸借対照表
- 6 新設分割後の新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人に係る次に掲げる書類
  - (1) 定款又は寄附行為
  - (2) 新設分割後 2 年間の事業計画及びこれに伴う予算書
  - (3) 新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書
  - (4) 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

附 則

この規則は、平成二十八年九月一日から施行する。